

平成31年度予算案等について

平成31年1月23日

平成30年度第5回過疎問題懇談会

○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「暮らしを支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援
- 平成31年度予算案 4.0億円 (平成30年度予算額4.0億円)
<1事業当たり2,000万円以内>

② 過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
 - ・生活の安心・安全確保対策
 - ・田園回帰の促進
 - ・地域文化伝承対策 等
- 平成31年度予算案 1.4億円 (平成30年度予算額1.4億円)
<1事業当たり1,000万円以内>

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 平成31年度予算案 0.9億円 (平成30年度予算額0.9億円)
<交付率1/2以内>

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
 - ・生産加工施設
 - ・農林漁業等体験施設
 - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 平成31年度予算案 0.6億円 (平成30年度予算額0.6億円)
<交付率1/3以内>

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

H31予算案 4.0億円

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

集落ネットワーク圏のイメージ

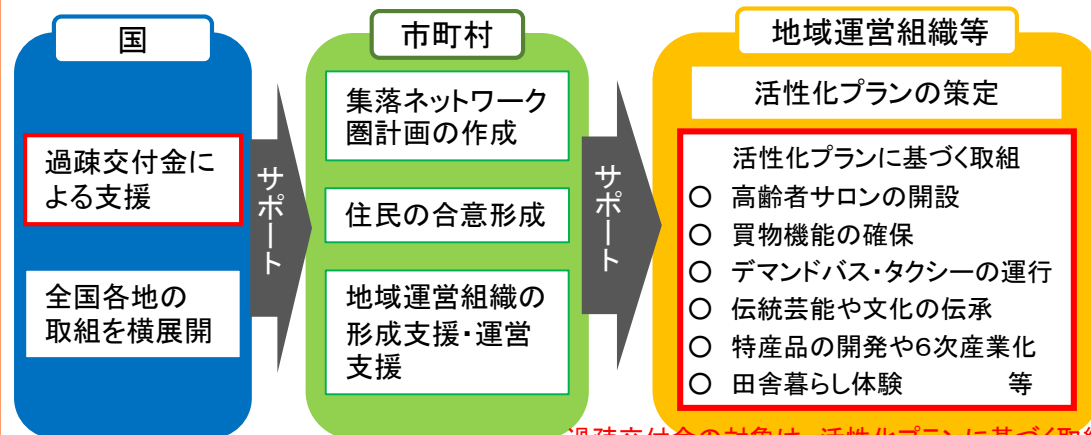
基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等(郵便局を含む))
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 平成31年度予算案 4.0億円(平成30年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による取組を支援

施策の概要

先進的で波及性のあるソフト事業を支援し、取組の内容を横展開することにより、他の市町村におけるソフト事業の取組の後押しを図る。

(1) 事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2) 交付額

1事業当たり1,000万円以内

(3) 平成31年度予算案

141,000千円

(平成30年度予算額

141,000千円)

対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業を対象とする。

- ① 産業の振興
- ② 生活の安心・安全確保
- ③ 集落の維持・活性化
- ④ 移住・交流・若者の定住促進
- ⑤ 田園回帰の促進
- ⑥ 地域文化の伝承
- ⑦ 環境貢献施策の推進



(例: 住民ワークショップの開催)



(例: 買物支援バスの実証運行)

○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

(2) 事業主体

過疎地域を有する市町村

(3) 交付率

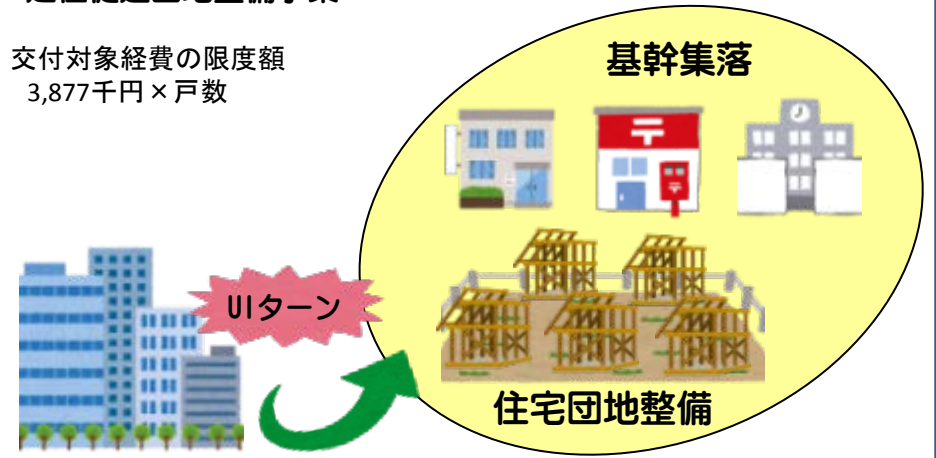
1/2以内

(4) 平成31年度予算案 89,652千円
(平成30年度予算額 89,652千円)

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



④ 過疎地域遊休施設再整備事業

H31予算案 0.6億円

- 過疎市町村等が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進

生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2) 交付対象経費の限度額

60,000千円

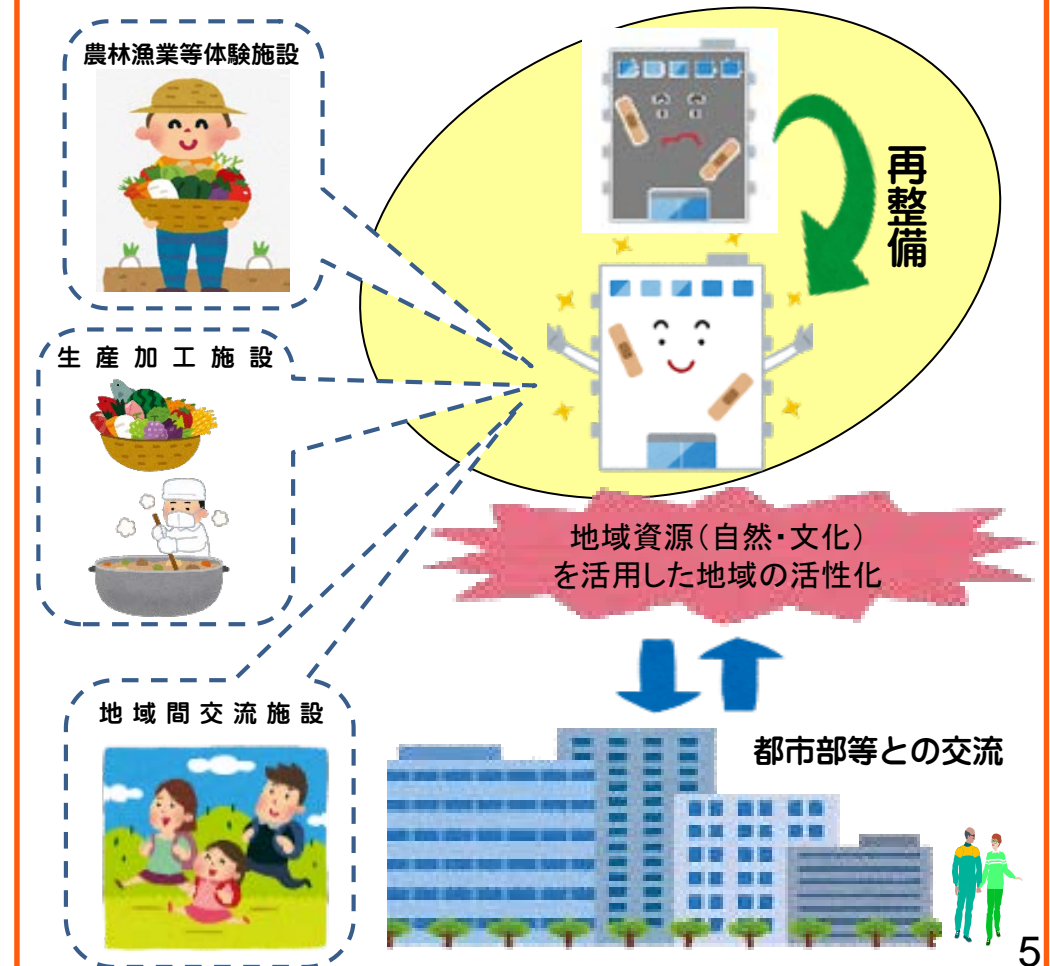
(3) 交付率

1/3以内

(4) 平成31年度予算案 60,000千円

(平成30年度予算額 60,000千円)

事業のイメージ



過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

2 平成31年度地方債計画：4,700億円(対前年度(当初)100億円、2.2%増)

※診療施設について、地方公共団体金融機構資金を配分

平成31年度 総務省の主な税制改正要望(結果)

◎ 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却 【延長:(国税)所得税・法人税】

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却を認める特例措置。

→ 適用期限を2年間延長

現行制度

1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○税 目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\事業	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

2. 適用期間：2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日)

改正内容

○ 適用期限の2年間延長(平成33年3月31日まで) ※現行過疎法の適用期限と一致